

# 京都府立医科大学受託研究取扱規程

平成 20 年 4 月 1 日  
京都府立医科大学規程第 90 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府立医科大学（以下「大学」という。）において、受託研究を行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間機関等 会社法（平成 17 年法律第 86 条）に基づく会社、地方公共団体、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づく一般社団法人及び一般財団法人等外部の機関等をいう。
- (2) 教員等 大学において、教授、准教授、講師、助教その他研究活動に従事する者をいう。
- (3) 受託研究 大学が民間機関等からの委託を受けて行う研究、試験、調査等（以下「研究等」という。）で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (4) 委託者 大学に研究等を委託し、これに要する経費（以下「委託料」という。）を負担する民間機関等の長をいう。
- (5) 知的財産権 知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に定める権利をいう。

（平 25 規程 90-4・一部改正）

## (受入れの原則)

第 3 条 受託研究は、当該研究等が大学の教育研究上有意義であり、かつ、大学における本来の教育研究に支障が生じるおそれがないと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

## (受託研究の申請)

第 4 条 受託研究を申請しようとする民間機関等の長は、受託研究申請書（別記第 1 号様式）を学長に提出しなければならない。

## (研究計画書の提出)

第 5 条 前条の民間機関等の委託を受けて受託研究を行おうとする教員等の代表者（以下「研究代表者」という。）は、受託研究計画書（別記第 2 号様式）を学長に提出しなければならない。

## (受託研究の承認)

第 6 条 学長は、第 4 条の申請があったときは、受託研究申請書及び受託研究計画書の内容を審査し、受託研究を行うことが適当と認めるときは承認を与えるものとする。

2 前項の承認に当たっては、あらかじめ京都府立医科大学産学公連携戦略本部設置規程（平成 20 年京都府立医科大学規程第 205 号）第 13 条に規定するリエゾンオフィス委員会の審査を経るものとする。

3 学長は、第 1 項の承認をしたときは、その旨を委託者及び研究代表者の長に通知するものとする。

（平 20 規程 90-1, 平 21 規程 90-2・一部改正）

(契約の締結)

第7条 前条第1項の承認をしたときは、委託者と受託研究契約を締結するものとする。

(平21規程90-2・一部改正, 平25規程90-4・第2項削除)

(委託料)

第8条 受託研究に係る経費(以下「研究経費」という)は、次の表のとおりとする。

区 分	金 額
研究に要する経費	(直接経費) 受託研究遂行のために必要となる人件費、謝金、旅費、消耗品費、光熱水費、設備購入費等の直接的な経費に係る金額 (産学公連携推進費) 原則として直接経費の30%に相当する金額 ただし、国等からの受託研究の場合であって、国等の予算において又は財政上の事情により産学公連携推進費が確保されないときその他学長がやむを得ないと認めるときは、直接経費の30%に満たない額により定めることができる。

(平21規程90-2・全部改正)

(令6規程90-10・一部改正)

(委託料の経理)

第9条 委託料は、当該受託研究の目的以外に使用してはならない。

2 委託料の受領及び経理等に関する事務は、大学が行うものとする。

(平21規程90-2・一部改正)

(設備の帰属等)

第10条 委託料により大学において研究等の必要上取得した設備等は、大学に帰属するものとする。

2 学長は、受託研究の遂行上必要があると認めるときは、委託者の所有に係る設備を無償で受け入れることができる。

(研究の中止又は延長)

第11条 研究代表者は、受託研究の中止の必要が生じたときは、受託研究中止・期間延長報告書(別記第3号様式)により、速やかにその旨を学長に報告するものとする。

2 学長は、やむを得ない理由があるときは、受託研究の中止を決定することができる。

3 前項の決定に当たっては、あらかじめリエゾンオフィス委員会の意見を聴くものとする。

4 学長は、第1項の規定により共同研究の中止を決定したときは、その旨を委託者に通知する。

5 前4項の規定は、研究期間の延長の場合に準用する。

(平21規程90-2, 平25規程90-4・一部改正)

(受託研究の完了報告)

第12条 研究担当者は、受託研究が完了したときは、受託研究完了報告書(別記第4号様式)により、速やかに学長に報告するものとする。

(平21規程90-2・第2項削除, 平25規程90-4・一部改正)

(研究結果の公表)

第13条 受託研究に関する結果は、原則として、研究代表者の名において公表するものとし、その時期及び方法等については、委託者と協議して定めるものとする。

(知的財産権)

第14条 受託研究の結果生じた知的財産権その他これらに準ずる権利の帰属等については、受託研究契約書及び教員等の職務発明に関する規程(京都府公立大学法人規程第31号)の定めるところによる。

(平21規程90-3・一部改正)

(治験の取扱い)

第15条 受託研究のうち、大学の附属病院における治験(薬事法(昭和35年法律第145号)第80条の2第1項に定めるものをいう。)の取扱いについては、別に定めるところによる。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に契約を締結している受託研究については、この規程第7条により契約を締結したものとみなし、この規程を適用する。

附 則(平成21年規程第90-1号)

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成21年規程第90-2号)

- 1 この規程は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に契約を締結している受託研究については、この規程第7条により契約を締結したものとみなし、この規程を適用する。

附 則(平成21年規程第90-3号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規程第90-4号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規程第90-5号)

この規程は、平成30年11月1日から施行する。ただし、第8条の2の旧規定は、施行日から令和6年3月31日までに契約を締結した受託研究の間接経費について適用する。

(令2規程第90-6号・一部改正)

(令3規程第90-7号・一部改正)

(令4規程第90-8号・一部改正)

(令5規程第90-9号・一部改正)

(令6規程第90-10号・一部改正)

附 則（令和2年規程第90-6号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第90-7号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第90-8号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第90-9号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第90-10号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行の際、現に契約を締結している受託研究の取扱いについては、なお従前の例による。

